

スポーツ立国戦略に関するスポーツ基本法立法の視角からの提言 —スポーツ政策形成過程におけるヒアリング制度の課題—

齋藤健司

Proposal of Strategy for Sporting Nation from the Point of View of Sports Basic Act Legislation - Point at Issue of Hearing System in the Process of Sport Policy Making -

SAITO Kenji

Abstract

This paper is my document in the Hearing of the Strategy for Sporting Nation organized by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology on 20 April 2010. I proposed that the fundamental idea of sport policy was physical happiness and human development through sports. And I proposed that the ideas of sports basic act were as follows. 1. protection of sports rights, 2. obligation of sports policy by public administration, 3. protection of sports as public goods, 4. acknowledgment of rights and obligation of sport group, 5. security of sport, 6. arrangement and harmonization between sports and environment, 7. international cooperation and peace through sports. The purpose of this study is to make public my document in this Hearing, to compare it with the Strategy for Sporting Nation and to consider the point at issue of policy making process.

Key words: Strategy for Sporting Nation, Sports Basic Act, Sports Policy, Hearing

I 序

文部科学省は、平成22年3月4日にスポーツ立国戦略の策定に向けたヒアリング調査を実施することを正式に公表した。そして、有識者等に対する副大臣ヒアリングを3月10日、4月6日、4月9日、4月14日及び4月20日の5回とその他に現地に出向くなどしたヒアリング調査を地方公共団体12地域、企業7社、学識経験者11名に対して実施した。その後、スポーツ立国戦略は、平成22年7月20日に原案が示され、文部科学省による熟議プロセス、関係団体との意見交換、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の審議を経て、平成22年8月26日に策定され公表された¹⁾。策定されたスポー

ツ立国戦略の中では、新たなスポーツ文化の確立を目指し、基本的な考え方とともに5つの重点戦略が示され、さらに今後のスポーツ行政の体制の整備としてスポーツ基本法の制定、スポーツ庁の設置などの検討を予定している。スポーツ立国戦略は、日本のスポーツ政策の今後の政策デザインを示す上で重要な内容を含んでいるといえる。また、日本のスポーツ政策の歴史において政府及び文部科学省が初めてスポーツ政策に関する戦略を公に示したものであり、画期的なことであったといえる。さらに、スポーツ立国戦略の策定プロセスは、その多くがホームページを通じて公表されており²⁾、スポーツ政策の政策形成過程を研究するうえでも、行政

による政策の立案、形成のプロセスの事例として重要な研究対象となると考える。

筆者は、スポーツ立国戦略の策定に向けた第5回目の副大臣ヒアリングに参加したが、本研究資料は、そのときに発表した意見内容を文章の形式にまとめたものである^{注1)}。ヒアリングのときの配布資料のタイトルは、「スポーツ政策の現状と課題について—スポーツ基本法立法の視角から—」であった。

本研究資料は、第1に、今後のスポーツ政策に関する研究、特にスポーツ政策に関する政策形成過程研究を進める上で、重要な基礎資料であると考え、研究資料として公表するものである(Ⅱ)。スポーツ立国戦略は、本研究資料によって提言された内容だけの影響を受けて策定されたものではないが、本研究資料は、スポーツ政策の政策形成過程におけるヒアリング制度⁴⁾の影響及び効果を分析する上で基礎資料となると考える。第2に、本研究は、スポーツ立国戦略と本研究資料との内容を比較し、両者の異同及び関連を考察した(Ⅲ)。第3に、本研究は、スポーツ立国戦略の策定及びヒアリングの実施の過程を通して指摘できる政策形成過程の論点を考察した(Ⅳ)。

Ⅱ スポーツ立国戦略に関する提言

—スポーツ基本法立法の視角から—

1 スポーツ政策の根本理念

まず第1に、スポーツ基本法を根拠付けるスポーツ政策の根本理念とは、人間の身体面からの幸福の追求と、身体活動及びスポーツを通じた人間と社会の健全で持続可能な発達に定めるべきであると考え。身体面からの幸福の追求とは、日本国憲法第13条に定める幸福追求権と結びつき、身体活動を含めたスポーツは、人間の身体面からの幸福を追求する上で必要不可欠なものであるといえる。また、身体活動及びスポーツを通じた人間と社会の健全で持続可能な発達とは、体育・スポーツ担当大臣等国際会議による1999年のプンタ・デル・エステ宣言及び2004年のアテネ宣言、国連のスポーツを通じた人間の発達³⁾の理念と共通する考え方である。これらの根本理念は、今後のスポーツの法体系、政策体系を展望するうえで重要な柱になると考える。そして、この根本理念を実現

するためにスポーツ基本法を制定し、その理念に基づく戦略の策定と特別立法の段階的整備を進めるべきであると考え。さらに、上述の理念に基づいて、スポーツ政策と身体活動に関する政策とを将来的に調整・統合していくべきであると考え。

表1 スポーツ政策の根本理念

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①人間の身体面からの幸福の追求
(憲法13条生命・自由・幸福追求権に基づく) ②身体活動及びスポーツを通じた人間と社会の健全で持続可能な発達
(国連等による Sport for Development の理念) ③スポーツ基本法の理念に基づく戦略の策定
(理念立法と下位特別法に基づく法体系と政策の段階的整備) ④展望：上述の理念に基づいて、スポーツ政策と身体活動に関する政策とを将来的に調整・統合していくべきである。 |
|--|

2 スポーツ基本法の理念

第2に、スポーツ基本法の理念については、国際的な動向等を踏まえると、スポーツ権の保障、行政によるスポーツ政策の実施義務、公共財・文化財としてのスポーツの保護、スポーツ団体の権利と義務の承認、スポーツの安全、スポーツと環境の整備と調和、スポーツに関する国際協調と平和の7つに分けることができると考える。

表2 スポーツ基本法の理念

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ権の保障 ②行政によるスポーツ政策の実施義務 ③公共財・文化財としてのスポーツの保護 ④スポーツ団体の権利と義務の承認 ⑤スポーツの安全 ⑥スポーツと環境の整備と調和 ⑦スポーツに関する国際協調と平和
(1978年ユネスコ体育・スポーツ国際憲章等の理念) |
|--|

3 スポーツ権の保障

スポーツ権の保障とは、スポーツを実際にする権利、スポーツへ参加する権利またはアクセスする権利、スポーツの無差別平等、スポーツ

の自由、スポーツの公正、スポーツの安全を保障または確保することである。実際の諸外国のスポーツ国家法の中にも、これらの法理念を定めている国や重要視して政策を展開している国がある。例えば、カナダの身体活動及びスポーツを振興する法律では、スポーツの公正や平等が重要な理念として示されている。また、フランスやイギリスでは、国民の安全の視点から、国家がスポーツに積極的に介入し、スポーツ指導者資格に関する法律やフーリガン対策に関する法律が制定されている。さらに、アメリカでは、タイトル・ナインが制定され、男女の平等の視点からスポーツ活動を規律^{註2)} ことが行われている。その他にも、子どものスポーツをする権利、障害者のスポーツをする権利が関連する権利宣言や個別の法令で定められている。

表3 スポーツ権の保障

①スポーツをする権利 ②スポーツへ参加する権利・アクセス権 ③スポーツの無差別平等 ④スポーツの自由 ⑤スポーツの公正 ⑥スポーツの安全 (カナダ Act to Promote Physical Activity and Sport 2003: 公正・平等) (フランス、イギリスのスポーツ法は安全重視) (アメリカタイトルIX男女平等、子ども・障害者のスポーツ権)

4 行政によるスポーツ政策の実施

次に、行政によるスポーツ政策の実施を責務として定め、実際に実施していくためには、第1に、スポーツ庁を設置し、スポーツの総合行政を展開し、同時に、これまでの縦割り行政の解消と組織の統合による行政の効率化・スリム化を図るべきである。スポーツ庁を新たに設置することで、財政を圧迫させるのではなく、縦割り行政によって非効率に分散している事業を統合することで、無駄をなくすことができると考える。第2に、スポーツ財政戦略を策定すべきである。特にスポーツに関係する財源等を基金に一元化すること、スポーツ団体に対する

免税措置を講じること、予算の配分・用途について原則を確立することが必要であると考え。第3に、スポーツの経済産業戦略を策定すべきである。特にプロスポーツを含むスポーツ産業の活性化策、スポーツにおける持続可能な経済システムの構築を目指すべきである。現在のスポーツ振興法に定めるスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではないと定められているが、スポーツに関する社会経済的な発達を考慮して、スポーツ立法政策を経済産業戦略を含めたものにまで、転換、拡大するべきである。第4に、学校体育・スポーツ施策の改善と保障を明記すべきである。第5に、地方分権における中央地方関係を明確にするべきである。第6に、施設設置基準・安全基準を策定し、地方間の格差是正に取り組むべきである。第7に、関係者の評議の場としてのスポーツ審議会を単独で独立して設置するべきである。第8に、スポーツ指導者・選手等の専門職業化をすすめ、あわせて雇用対策等を進めるべきである。第9に、生涯スポーツ施策と競技スポーツ施策の協調を図っていくべきであると考え。

表4 行政によるスポーツ政策の実施

①スポーツ庁の設置：スポーツの総合行政：縦割り行政の解消と組織統合による行政の効率化・スリム化 ②スポーツ財政戦略：特にスポーツ基金の一元化・免税措置、予算配分・用途の原則の確立 ③スポーツの経済産業戦略の導入：プロスポーツを含むスポーツ産業の活性化策、スポーツにおける持続可能な経済システムの構築 ④学校体育・スポーツ施策の改善と保障 ⑤地方分権における中央地方関係の明確化 ⑥施設設置基準・安全基準の策定と地方間格差の是正 ⑦関係者の評議の場としてのスポーツ審議会の設置 ⑧スポーツ指導者・選手等の専門職業化及び雇用対策 ⑨生涯スポーツ施策と競技スポーツ施策の協調
--

5 スポーツの保護戦略

スポーツの保護戦略としては、まず、スポー

選手の人権を保障する措置を講じるべきである。特に、ドーピング法を制定して、日本アンチ・ドーピング機構の組織を強化するなどして、適正な手続きの実施を確保するべきである。また、スポーツ紛争処理制度を構築するために、日本スポーツ仲裁機構などの組織を支援し、適正な手続きの実施を確保するべきである。さらに、公営競技の行政指導監督を一元化すること、スポーツ倫理綱領を策定すること、スポーツ文化の保護の視点から、伝統的なスポーツ、高度な競技スポーツ、プロスポーツリーグなどの保護育成を行う必要があると考える。

表5 スポーツの保護戦略

<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ選手の人権の保障 ②ドーピング法の制定：JADAの組織強化 ③スポーツ紛争処理制度の構築：JSAAの組織強化 今後、代表選考やドーピング紛争にとどまらず、スポーツにかかわる知的財産権、契約、労働、著作権、放送権等に関する紛争も処理する必要がある可能性がある。 ④公営競技の行政指導監督の一元化 ⑤スポーツ倫理綱領の策定 ⑥スポーツ文化の保護：伝統的なスポーツ、高水準スポーツ、プロスポーツリーグなどの保護育成
--

6 スポーツ団体組織戦略

スポーツ団体組織戦略としては、スポーツ団体組織を設立するための法的基盤を整備し、法人法（団体法）、税法等の改正を検討したり、団体の自律性や自治の確保を図るべきである。また、行政とスポーツ運動組織とのパートナーシップやスポーツ政策の共同責任の原則を定め、スポーツ団体組織の責務についても明確にするべきである。特に、スポーツ政策の国内機関の設置、NOC、NFなどのガバナンスの確保とマネジメントの支援をはかる必要があると考える。最後に、地域スポーツクラブの育成については、その多様性を認める必要があると考える。そして、総合型地域スポーツクラブに関する施策だけでなく、地域の実情に応じて様々なスポーツクラブの支援も検討していく必要があると考える。

表6 スポーツ団体組織戦略

<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ団体組織設立のための法的基盤整備：法人法（団体法）、税法等の改正、団体の独立性・自治の確保 ②行政とスポーツ運動組織とのパートナーシップの確立 ③行政とスポーツ運動組織とのスポーツ政策の共同責任の原則とスポーツ団体の責務の明確化 ④スポーツ政策の国内機関（官民協働による政策協議・政策決定機関）の設置 ⑤NOC、NFなどのガバナンスの確保とマネジメントの支援：標準規約の制定 ⑥地域スポーツクラブの多様性の確保 (総合型地域スポーツクラブ施策偏重からの転換)

7 スポーツの安心安全戦略

スポーツの安心安全戦略については、まず、スポーツ事故補償法のようなものを制定する必要があると考える。特に、日本スポーツ振興センター、関連する公益法人等による安心安全関連事業、保険事業、災害共済給付事業の見直し統合などをして、制度をより強化していく必要があると考える。さらに、スポーツの安全教育・研修の徹底、安全基準の策定と安全対策の強化、スポーツ事故のリスクマネジメントシステムの開発などをさらに国として積極的に進めるべきであると考えられる。

表7 スポーツの安心安全戦略

<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ事故補償法の制定 ②日本スポーツ振興センター、関連する公益法人等による安心安全関連事業の見直しと統合 ③スポーツの安全教育・研修の徹底 ④安全基準の策定と安全対策の強化 ⑤スポーツ事故のリスクマネジメントシステムの開発
--

8 スポーツと環境戦略

スポーツと環境の戦略としては、まず、地域開発・環境開発と関連する様々なスポーツ関連事業の統合と整理を進める必要があると考える。次に、スポーツにおける環境対策の促進、自然スポーツ・野外活動の振興、持続可能なスポーツ開発などについて、統一した政策を実施

するべきであると考え。さらに、このようなスポーツ環境戦略へ健康増進（身体活動・運動）施策を融合したりしながら、身体活動及びスポーツの環境整備に関する総合計画・総合戦略を策定するべきであると考え。

表8 スポーツと環境戦略

- ①地域・環境開発と関連するスポーツ関連事業の統合と整理：観光・ツーリズム・リゾート・地域拠点整備・遊歩道・自転車道・運動公園・まちづくり・都市基盤などの事業の乱立の調整
- ②スポーツにおける環境対策の促進
- ③自然スポーツ・野外活動の振興
- ④持続可能なスポーツ開発
- ⑤スポーツ環境戦略への健康増進（身体活動・運動）施策の融合
- ⑥身体活動及びスポーツの環境整備に関する総合計画・総合戦略の策定

9 スポーツの国際戦略

最後に、スポーツの国際戦略については、グローバル化したスポーツの世界においては、国内だけの戦略に目を向けるだけでなく、国際戦略を検討するべきであると考え。まず、スポーツを通じた国際交流の促進について、積極的に政策を策定するべきである。特にアジアスポーツ憲章の制定、国際競技大会・国際スポーツ機関の招致奨励、国内外のスポーツ政策に関する動向を把握するための調査研究機関の設置、国際的なスポーツ法の積極的な受諾・批准などを進める必要があると考え。

そして、日本からアジアへ、さらに世界へ向けてのスポーツ戦略の主体的な発信ができるようにすることが、日本がスポーツの分野において、世界の中で名誉ある地位とリーダーシップを発揮することに繋がると考える。

表9 スポーツの国際戦略

- ①スポーツを通じた国際交流の促進と平和外交
- ②アジアスポーツ憲章の制定
- ③国際競技大会・国際スポーツ機関の招致奨励
- ④国内外のスポーツ政策に関する動向の把握とそ
のための調査研究機関の設置
- ⑤国際的なスポーツ法の積極的な受諾・批准
- ⑥日本からアジア、世界へ向けてのスポーツ戦略
の主体的発信

III スポーツ立国戦略と本研究資料との比較考察

平成22年8月26日に策定されたスポーツ立国戦略と本研究資料との異同を比較してみると、まず両者では戦略の構造が大きく異なることが指摘できる。本研究資料では、戦略の構造を上述の7つにまとめているが、スポーツ立国戦略では、その基本的な考えを人の重視と連携・協働の推進に定め、5つの重点戦略の目標を示している。

本研究資料で意見した「スポーツ権の保障」に関しては、スポーツ立国戦略では、人の重視を基本的な考え方として示す中で「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することは、すべての人々に保障されるべき権利の一つである。」と示し、「安全」、「公正」、「公平」、「機会」の確保を掲げており、スポーツ権に関する文言が取り入れられている。しかし、スポーツの重点戦略のレベルになると、「機会」の創造と「公平・公正」が強調されているのと異なり、安全については施策の一部として示されるにとどまっている。また、スポーツ立国戦略は、スポーツ基本法など関連法制の整備を検討することを定めているが、どのような法の理念、政策原理に基づいてスポーツ基本法を制定するべきかについて、スポーツ立国戦略の構成や内容との関連が示されていないことが指摘できる。

本研究資料で意見した「行政によるスポーツ施策の実施」に関しては、スポーツ立国戦略では、スポーツ庁等の在り方の検討、スポーツ財源の確保、学校における体育の充実、スポーツ界全体の連携・協働などが示されている。しかし、スポーツ界の連携・協働のための会議機関を日本スポーツ振興センターの体制の中で整備

することが掲げられており、スポーツ運動組織と行政とのパートナーシップやスポーツ団体組織の独立や自治の確保について十分な配慮が戦略として示されていないことが指摘できる。また、本研究資料で意見している地方分権に伴う中央地方関係やスポーツの経済産業戦略について、明白な戦略がスポーツ立国戦略では示されていないことが指摘できる。さらに、スポーツ施設の設置基準等の制定は、スポーツ振興法から継続して存在している課題であるが、スポーツ立国戦略ではスポーツ施設の基盤整備に関する施策について十分な定めがなく、競技力向上拠点施設や学校体育施設に関する定めがあるにとどまっている。

本研究資料で意見した「スポーツの保護戦略」に関しては、スポーツ立国戦略でもスポーツ紛争の迅速・円滑な解決支援やドーピング検査体制・防止活動の充実など類似の定めがある。しかし、これらの規定を根拠づける理念や原理原則は明白に示されておらず、特に本研究資料が意見しているようなスポーツ選手やスポーツ文化の保護に関わる考えが示されていない。

本研究資料で意見した「スポーツ団体組織戦略」に関しては、スポーツ立国戦略においても、スポーツ団体に対する税制措置、パートナーシップ、スポーツ団体のガバナンスの確保、マネジメント機能の強化など類似の定めがある。しかし、政府、文部科学省及び関係行政機関の連絡会議とスポーツ界全体の代表で構成される会議との間の関係が明白に示されていない。本研究資料では、官民協働による政策協議・政策決定機関の設置を意見している。

本研究資料で意見した「スポーツの安心安全戦略」では、スポーツ事故補償制度、安全対策について既存の制度の見直しを含めた検討を提言しているが、スポーツ立国戦略ではこれまでの施策と異なる新しい戦略が具体的に定められているとはいえない。

本研究資料では、「スポーツと環境戦略」として、地域開発、環境開発、ツーリズムその他環境整備に関する総合戦略を策定する必要があると提言しているが、このような総合的計画的戦略についてスポーツ立国戦略では触れられていない。

本研究資料で意見している「スポーツの国際

戦略」に関しては、スポーツ立国戦略では、国際的な競技会等の招致・開催、選手の国際大会への参加、指導者の海外研修を中心とした国際交流が定められている。本研究資料では、さらに国際スポーツ法の受託・批准、平和外交を含めた多様な国際交流、アジアスポーツ憲章の制定などを提言している。

本研究資料とスポーツ立国戦略との全体を通して指摘できる相違点は、本研究資料が日本のスポーツ政策を実施する上で求められる根本理念及び法理念に対応した大枠の戦略を中心に意見したのに対して、スポーツ立国戦略は、基本的な考え方、重点戦略だけでなく、主な施策事業に至るまで戦略の範囲を拡大してパッケージとして示していることである。しかし、スポーツ立国戦略の策定の過程では、政策の基本理念、基本原則に関して十分な議論を尽くしコンセンサスを得たとはいえないことから、具体的な施策事業にまで戦略の範囲を拡大することには無理があったといえるだろう。基本理念や基本原則が十分に確立していない状態でスポーツ政策の体系化やスポーツ基本法の立法を進めようとするならば、今後矛盾や問題が生じる可能性があるといえる。場合によっては、スポーツ立国戦略をさらに改変していくことも検討する必要があるだろう。

IV スポーツ政策の政策形成過程について —スポーツ立国戦略におけるヒアリングを通して—

1 ヒアリングの手続きについて

スポーツ立国戦略の第5回ヒアリングでは、それぞれの発表者に与えられた発表時間は7分間であった。その後、副大臣との質疑応答が行われたが、それぞれの発表者のヒアリングの内容について詳しく討議することは、時間的な制約からできなかった。ヒアリングとは、広く関係者に関連することがらについて行政側が意見を聴取する機会であるといえるが、今回のヒアリングでは、どの意見が優先されるべきものなのか、また各種の意見の間の関係について十分に議論を深めるものではなかったといえる。

しかし、このヒアリングの内容は、その参加者の氏名、審議内容がホームページを通じて公表されており、これまでのスポーツ政策の政策

形成過程に比べて、公開性及び透明性がより図られたといえる。また、このようにして広く関係者に対して公に意見聴取を行う機会が設けられたことは、スポーツ政策への国民の関心を集める上では少なからず効果があったと考えられる。例えば、今回のスポーツ立国戦略及びスポーツ政策については、新聞各社がその内容を取り上げており、マスコミの関心の高さも伺えた。

また、ヒアリング先がどのように選定されたのか明白でないが、幅広く関係する専門家及び団体組織へヒアリングを実施したことが伺える。例えば、公表されているヒアリング先一覧にはヒアリングの主な内容が示されており、ヒアリング先の選定基準として専門分野や関連分野ごとにヒアリング対象者を選定しようとしたことが伺える。筆者の場合には、スポーツ法の立場での意見聴取であったといえる。但し、例えば地方公共団体のヒアリング先を見ると、地方スポーツ担当課、地方スポーツセンター、地域スポーツクラブなどを中心にヒアリングが実施されているが、首長及びその担当部局など他にもヒアリングを実施すべき対象が考えられる。今後、さらにこのようなヒアリングをより有用な制度として実施していくためには、ヒアリングの実施方法、実施期間、対象者の選任などについてさらに改善していく必要があるだろう。

2 中央教育審議会スポーツ・青少年分科会のスポーツ政策決定過程における位置

中央教育審議会令第5条は、スポーツの振興に関する重要事項を調査審議することを中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の所掌事務として定めている。今回のスポーツ立国戦略の策定に関しても、当該戦略がスポーツの振興にとって重要事項であることは明らかであり、スポーツ・青少年分科会による審議を十分に経る必要があったといえる。しかし、今回のスポーツ立国戦略に関するスポーツ・青少年分科会の審議（第57回）は、既にヒアリングが4月20日に終了し、7月20日にスポーツ立国戦略案が事前に公表されていた8月3日に主な審議が行われた。平成22年3月26日の第56回スポーツ・青少年分科会では、スポーツ立国戦略の策定に関しては、第3番目の議題として自由討議

をしたにとどまった。今回、ヒアリングの対象となった参加者から、それぞれの意見書・資料等が提出され、具体的な提言が行われたことと対照的に、スポーツ・青少年分科会における審議は今のところ不明であり、また審議会として具体的にまとめた提言を示していないことが指摘できる。法令に基づきスポーツの振興に関する審議の権限が与えられているはずのスポーツ・青少年分科会は、今回のスポーツ立国戦略の策定をめぐるスポーツ政策の決定過程において中心的な位置をとることはできなかったといえる。なぜこのような状況にあるのか、今後さらに日本のスポーツ政策の政策形成過程に関する研究を深める必要がある。

3 スポーツ立国戦略とヒアリングの関係

スポーツ立国戦略には、参考資料として、「スポーツ立国戦略の策定に向けたヒアリングの主な意見概要」がまとめられている。意見概要は、大きく「1. スポーツの価値、スポーツ庁の設置」、「2. 総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)の現状」、「3. スポーツ指導者」、「4. 学校体育・運動部活動」、「5. 競技力の向上」、「6. 競技者のセカンドキャリア」、「7. 企業スポーツ」、「8. スポーツ施設」、「9. スポーツ観光・まちづくり・経済効果等」、「10. 国体の在り方」、「11. 障害者スポーツ」、「12. スポーツのガバナンス・コンプライアンス」、「13. ドーピング防止」、「14. スポーツ振興財源」、「15. スポーツ基本法」、「16. その他」になっている。これらのまとめがどこまで正確にヒアリングの意見を反映しているかは、関係する内部資料がすべて明らかにされていないので不明であるが、少なくともヒアリングにおいて指摘された意見に基づいて、スポーツ立国戦略を策定しようとした部分があることを説明しようとしていることが伺える。ヒアリングは、単なる参考意見にとどまらず政策の策定に何らかの影響を与えたとも考えられる。しかし、上述のヒアリングの意見概要は、個別の施策対象に分けてまとめられており、戦略の基本的な考えや基本理念、基本原則の側面から整理されていないことが指摘できる。ヒアリングにおいては、個々の関係者がそれぞれの立場に基づき関連する施策について意見を述べたと考えられ、政策全体をまとめたり方向付けたりす

ることに関わる議論をすることが難しかったのではないかと考えられる。

4 新成長戦略とスポーツ立国戦略

政府は、平成 21 年 12 月 30 に新成長戦略の基本方針を閣議決定し、その後、各省は平成 22 年 3 月ごろまでに各省の具体的な施策の検討を行った。そして、3 月中旬から 4 月にかけて新成長戦略に関する各省の施策ヒアリングが実施された。例えば、文部科学省は、平成 22 年 4 月 28 日に新成長戦略施策ヒアリング説明資料として、「人」と「知恵」を両輪とした新成長戦略の推進～教育・科学技術・文化・スポーツを基盤とした「人のための社会・経済」の実現へ～」を公表している。そして、この説明資料の中では、成長戦略に盛り込むべき観点（追加すべき事項）として、「スポーツ機会の拡大による成長力の発揮」を掲げ、「スポーツ・ツーリズムの推進」、「スポーツ医学による健康長寿への先行投資」、「地域密着型スポーツクラブによる自発的・持続的な健康作りの推進」、「地域のスポーツ人材活用で子どもの体力向上・育児支援」が施策として示されている。また、新たな財源の確保策として、市民公益税制：「新しい公共」（教育・文化・スポーツ・科学技術）への寄付税制の拡充が示されている。その後、6 月 18 日に新成長戦略は閣議決定された。つまり、スポーツ立国戦略の策定が検討されるヒアリングの時期に、国の基本政策の策定が同時並行して動いていたのであり、文部科学省はスポーツに関連する基本施策を新成長戦略への意見としてまとめていたといえる。但し、この新成長戦略の基本方針は既に 12 月の時点で示されていたため、スポーツを中心とした戦略を新成長戦略の中にまとめて組み込むことは困難であったと推察される。最終的に決定された新成長戦略では、観光立国・地域活性化戦略、雇用・人材戦略、健康大国戦略などにスポーツと関連がある施策が個別に組み込まれることになったといえる。スポーツ立国戦略は、新成長戦略の決定後に策定されたが、両者の関係は十分に検討されたとはいえない。国家戦略全体の中での

スポーツ立国戦略の位置づけについて政府としての方針が明らかにされる必要があるだろう。

V 結 語

スポーツ立国戦略は、日本のスポーツ政策における新しい取組みを定め、スポーツ基本法の制定、スポーツ庁の設置などの検討を予定しており、非常に重要な政策決定事項であったといえる。スポーツ立国戦略の策定において関係者の意見を聴取する機会としてヒアリングを実施し、審議状況をホームページで公表するなどして、スポーツ政策の政策形成過程において新たな制度的取組みが試みられたことは評価できると考える。しかし、スポーツ立国戦略の過程を通して、ヒアリング制度の機能、審議会制度の形式化、スポーツ政策の基本理念・基本原則に関する議論の低調さ、国家全体の戦略とスポーツに関する戦略との関係調整のなさなどが、スポーツ政策の政策形成過程における課題として明らかとなったといえる。

注

- 1) 本文は、第 5 回ヒアリングのときの発表原稿である。表は当日に配布資料として配布したものである。本文は、文語調に直し、補足説明を付した。
- 2) 「規律する」とは、ある事柄や行為を準則となる規範や定めなどに基づいて秩序を維持、調整、統制することである。

文 献

- 1) 文部科学省 (2010)：スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン—
- 2) 文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/rikkoku/1292238.htm)
- 3) United Nations (2010): Sports for Development and Peace (<http://www.un.org/wcm/content/site/sport/home>)
- 4) 山城英明・鈴木 寛・細野助博 (編) (2002)：中央省庁の政策形成過程. 中央大学出版部, p.320.